



# 三重県公報

平成30年12月11日（火）

第 3065 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
763	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
764	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
765	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
766	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(ダイバーシティ社会推進課)	2
767	平成30年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
768	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
769	同件	(同)	4
770	同件	(同)	5
771	同件	(同)	6
772	同件	(同)	7
773	同件	(同)	8
774	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	9
775	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	9
776	同件	(同)	10
777	同件	(同)	12
778	同件	(同)	12
779	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	12
780	同件	(同)	18
781	同件	(同)	26
782	同件	(同)	29
<b>公 安 委 告 示</b>			
145	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	(公安委員会)	30
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	32
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	32
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	32
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(管財課)	33
	同件	(同)	39
<b>正 誤</b>			
	平成30年11月26日付け三重県公報第3060号	(地域福祉課)	48
	同件	(同)	49

## 告 示

## 三重県告示第 763 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470502317	指定訪問入浴介護菜のはな津営業所	津市一志町井関 132-9 つがるビル 1 F	株式会社 菜のはな	平成 27 年 1 月 31 日	訪問入浴介護
2472901475	訪問介護ステーション はなみず木	志摩市浜島町迫子字宝地 2472-18	株式会社サニーオーク	平成 30 年 10 月 31 日	訪問介護
2470501129	まごころ介護 ひまわり	津市香良洲町 5546 番地 1	株式会社 三重マール	平成 30 年 11 月 18 日	訪問介護
2472800107	南伊勢町社会福祉協議会 ふれあいなんとう	度会郡南伊勢町村山 1132 番地の 1	社会福祉法人南伊勢町社会福祉協議会	平成 30 年 11 月 30 日	通所介護

## 三重県告示第 764 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470502317	指定訪問入浴介護菜のはな津営業所	津市一志町井関 132-9 つがるビル 1 F	株式会社 菜のはな	平成 27 年 1 月 31 日	介護予防訪問入浴介護

## 三重県告示第 765 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	なかよし調剤薬局 希央台店	名張市希央台 3 番町 6 番-2	平成 30 年 11 月 1 日
薬局	なかよし調剤薬局 青山店	伊賀市別府 151	平成 30 年 11 月 1 日
薬局	なかよし調剤薬局 阿山店	伊賀市馬場 1122-2	平成 30 年 11 月 1 日
薬局	なかよし調剤薬局 久米店	伊賀市久米町大坪 666-4	平成 30 年 11 月 1 日
薬局	こさと薬局	四日市市西富田町 322-4	平成 30 年 12 月 1 日
薬局	はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	平成 30 年 12 月 1 日
薬局	さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	平成 30 年 12 月 1 日

## 三重県告示第 766 号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の基準となる期日

平成 30 年 12 月 31 日

3 調査対象者

平成 30 年 12 月 31 日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民

4 調査の報告者

県内全市町の各担当課

5 調査の方法

調査票を郵送で配付し、郵送、電子メール又は F A X で回答

6 調査の主な内容

国籍・地域別人口

三重県告示第 767 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	平成 31 年 1 月 14 日（月）まで	平成 31 年 1 月 20 日（日）	平成 31 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在で 33 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階

自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

**三重県告示第 768 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津城山

津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	大門 淳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	加藤 久誠

3 変更年月日

平成 30 年 5 月 28 日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成 30 年 11 月 22 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 4 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 769 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン芸濃

津市芸濃町棕本一ツ谷 3083

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	大門 淳
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番1号	鈴木 新樹
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号	鈴木 芳知

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	加藤 久誠
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	宮崎 剛
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号	鈴木 芳知

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番1号	鈴木 新樹

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	宮崎 剛

3 変更年月日

2(1) 平成30年5月28日

2(2) 平成30年4月5日

4 変更理由

代表者及び本店住所の変更のため

5 届出の日

平成30年11月22日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年12月11日から平成31年4月11日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第770号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン桑名新西方

桑名市大字西別所字駒広 2104 ほか 45 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) イオンタウン桑名西別所

(変更後) イオンタウン桑名新西方

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	大門 淳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	加藤 久誠

3 変更年月日

2(1) 平成30年4月1日

2(2) 平成30年5月28日

4 変更理由

2(1) 店舗名称が正式に決定したため

2(2) 代表者変更のため

5 届出の日

平成30年11月22日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年12月11日から平成31年4月11日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第771号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン鈴鹿玉垣

鈴鹿市南玉垣町 5520 番 1 ほか

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (変更前) (仮称) イオンタウン鈴鹿南玉垣  
 (変更後) イオンタウン鈴鹿玉垣
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	大門 淳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	加藤 久誠

## 3 変更年月日

- 2(1) 平成30年4月1日  
 2(2) 平成30年5月28日

## 4 変更理由

- 2(1) 店舗名称が正式に決定したため  
 2(2) 代表者変更のため

## 5 届出の日

平成30年11月22日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年12月11日から平成31年4月11日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

---

 三重県告示第772号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊賀上野  
 伊賀市四十九町字堂山 1850 番ほか

## 2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	大門 淳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	加藤 久誠

## 3 変更年月日

平成 30 年 5 月 28 日

- 4 変更理由  
代表者変更のため
- 5 届出の日  
平成 30 年 11 月 22 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 4 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 773 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン菰野  
三重郡菰野町大字宿野字神明田 357 番地
- 2 変更事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	大門 淳
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹
株式会社富士通パーソナルズ	東京都港区港南二丁目 15 番 2 号	伊藤 公久

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	加藤 久誠
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛
株式会社富士通パーソナルズ	東京都港区港南二丁目 15 番 2 号	大橋 慎太郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

- 3 変更年月日  
2(1) 平成 30 年 5 月 28 日  
2(2) 平成 30 年 4 月 5 日



- 4 変更理由  
代表者及び本店住所の変更のため
- 5 届出の日  
平成 30 年 11 月 22 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 4 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 774 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三井アウトレットパークジャズドリーム長島  
桑名市長島町浦安 368 番地ほか
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 30 年 12 月 11 日から平成 31 年 1 月 11 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 775 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東浦谷	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
北裏谷 13	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
一ノ坂沢 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上垣内	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
森町 1	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
森町 2	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野辺町	津市久居小野辺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸木町	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 776 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上り尾谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ヒダノ奥谷-2	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
恋ヶ谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
乳峯谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
樋の口川	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
藤本谷川	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇藤木谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上尾谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小東谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
久保地尾谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
福泉谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
下湯谷川Ⅱ	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
下湯谷川Ⅰ	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
三の谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
犬飼谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
次郎兵衛谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
いぬい谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
カラ谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中垣内谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上野谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井の奥谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井の奥谷	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井戸の谷川	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流

裏店谷	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流
軒谷Ⅱ-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流
軒谷Ⅰ-1-2	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流
赤岩谷	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流
月出川-2	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流
いとか谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥野谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
細野谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
とくし谷	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
抜が谷川Ⅰ-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
仏谷川	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥の坂谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
一本山谷川	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
東定谷川	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流
猪の谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
落方	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流
松尾谷川	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃谷川	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃谷 02	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃谷 03	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃谷 04	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
谷口谷川	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流
舟戸 02	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流
草鹿野川	松阪市飯高町草鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
しきび谷川	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
松葉谷	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
日の口谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流

寺の奥谷川	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
滝の谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
落方Ⅲ-1	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流
落方Ⅲ-2	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流
口窄谷川Ⅱ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流
口窄谷川Ⅱ-2	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 777 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平瀬 2	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流
赤土谷	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流
南地 2	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流
引作 2	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中道谷	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	土石流
シャミヤ谷	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古片川 2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 778 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桐原下下谷	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
松場谷	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 779 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
丸ヶ谷川打越	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
丸ヶ谷川権現谷	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山の神戸2	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
八知山	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日向谷	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
城ヶ谷	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥ノ谷-1	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥ノ谷-2	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北裏谷12	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北裏谷11	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
一ノ坂沢2	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
一ノ坂川	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北の洞	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
平谷	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
笠松	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岡	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
金毘羅山	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西出谷	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安子谷-7	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安子谷-8	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安子谷-9	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安子谷-11	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
安子谷-12	津市榑原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西生寺	津市中村町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

猪の谷	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄田町	津市庄田町、中村町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
△入田	津市庄田町、中村町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中村-1	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下村	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸ヶ谷 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸ヶ谷 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花掛 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西出	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花掛 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井谷 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井谷 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井谷 3	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下安子	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上安子	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中ノ山	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂井	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一の坂 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一の坂 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一の坂 3	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下垣内 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下垣内 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里 2	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷柚	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八知山 1	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八知山 2	津市榑原町、白山町三ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



榑原 23	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 24	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 27	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 28	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 29	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 30	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 31	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 32	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 35	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 36	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 37	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 40	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 42	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 43	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 49	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 18	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
榑原 34	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 6	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 7	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 19	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 21	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 35	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 37	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井谷 4	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一の坂 4	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井谷 5	津市榑原町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新家町	津市新家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



西浦	津市久居元町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西鷹跡町	津市久居西鷹跡町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 1	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸木町 2	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一色	津市久居一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北出	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下稲葉	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大鳥	津市大鳥町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山の越	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 1	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 3	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 5	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大鳥 2	津市大鳥町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大鳥 3	津市大鳥町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大鳥 4	津市久居一色町、大鳥町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄田 3	津市庄田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄田 4	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧町	津市牧町、川方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
元町	津市川方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 2	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 4	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一色 2	津市久居一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森町 3	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相川 1	津市久居相川町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 2	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 3	津市庄田町、中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

庄田 1	津市庄田町、中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄田 2	津市庄田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄田 5	津市庄田町、戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川方	津市川方町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲葉 6	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 11	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 15	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 16	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 42	津市稲葉町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 58	津市森町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 59	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 61	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 63	津市庄田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 64	津市庄田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久居 66	津市戸木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑ヶ丘町 1	津市久居緑が丘町、久居一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
緑ヶ丘町 2	津市久居緑が丘町、久居一色町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西浦 1	津市久居元町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 1	津市中村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 780 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
井本上谷-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

庄司谷	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄司谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相の木谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西俣谷川-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西俣谷川-2	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西の谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木場谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木櫛谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷の奥	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中屋谷川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中の谷	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
樋の谷	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
天王谷	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヒダノ奥谷-1	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長助ノ奥谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上山の谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
スゴウの谷	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
地の峰	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井本上谷Ⅱ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梶子谷川Ⅱ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
いのたに川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥川-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥川-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井出林谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小垣内谷川	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

森	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中宇藤木谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
たこら谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
久保池尻谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
八王谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
立の谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
京ヶ谷川	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヨシ谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
前林谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
とが尾谷-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
とが尾谷-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向久谷 03	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
軒谷 I-1-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井の谷	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
月出川-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
さんごじ谷	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ほのきざこ	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井の谷川	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柿木平谷川-1	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柿木平谷川-2	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柿木平谷川-3	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
松井谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
抜が谷川 II-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
から谷川	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
関の谷 II-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
乙栗子 II-01	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀の谷	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

東足谷川	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白木谷川	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桑原 02	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
空谷川Ⅱ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
関の谷川Ⅱ-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷Ⅱ-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
火の谷	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上平谷川	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃谷 01	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
舟戸 01	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山口谷川	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤子谷	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鬼松谷川	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西切谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吐月谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
正木谷	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷野	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃川	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮本Ⅰ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柰原Ⅱ-1	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柰原Ⅱ-2	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷野Ⅱ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山桐Ⅱ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山桐Ⅱ-2	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山桐Ⅱ-3	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山桐Ⅱ-4	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山桐Ⅱ-5	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山桐Ⅱ-6	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮本Ⅱ-1	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥Ⅱ-1	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上りⅡ-1	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深野	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小屋切	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向久谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久谷	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下宇藤木	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森家野	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇藤木	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼 1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼 2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅰ-1	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼Ⅰ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼Ⅰ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野Ⅰ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩ヶ瀬Ⅰ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩ヶ瀬Ⅰ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅱ-1	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅱ-2	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼Ⅱ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍋倉Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇藤木Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

木屋切Ⅱ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木屋切Ⅱ-3	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
家野Ⅱ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩ヶ瀬Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向久谷Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深野Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深野Ⅱ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇藤木Ⅱ-2	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木屋切Ⅱ-1	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-2	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-5	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-9	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-10	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-12	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅲ-16	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木屋切Ⅱ-4	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深野Ⅱ-3	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
犬飼Ⅱ-3	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青田Ⅱ-3	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
関	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中加波	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相原	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
月出Ⅰ-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乙栗子Ⅰ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福山Ⅰ-1	松阪市飯高町乙栗子、加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
月出Ⅱ-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

相原Ⅱ-1	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-1	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-2	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-3	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-4	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-5	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-6	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-7	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-8	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
月出Ⅱ-2	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乙栗子Ⅱ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
乙栗子Ⅱ-2	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅱ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
関Ⅱ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福山Ⅱ-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福山Ⅱ-2	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福山Ⅱ-3	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中加波Ⅱ-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中加波Ⅱ-2	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中加波Ⅱ-3	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅱ-2	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅱ-3	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下向Ⅱ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅱ-5	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅱ-6	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
月出Ⅲ-1	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅲ-1	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



桑原Ⅲ-2	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅲ-1	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下向Ⅲ-1	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
隠地Ⅲ-2	松阪市飯高町乙栗子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原Ⅱ-9	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
舟戸	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅰ-1	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原Ⅰ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原Ⅰ-2	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西切Ⅰ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西切Ⅰ-2	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅰ-1	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷Ⅰ-1	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷Ⅰ-2	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-1	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-2	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-3	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-4	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
舟戸Ⅱ-1	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
舟戸Ⅱ-2	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
舟戸Ⅱ-3	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
草鹿野Ⅱ-1	松阪市飯高町草鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
草鹿野Ⅱ-2	松阪市飯高町草鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原Ⅱ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小原Ⅱ-2	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原Ⅱ-3	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西切Ⅱ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口Ⅱ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口Ⅱ-2	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅱ-1	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅱ-2	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅱ-3	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅱ-4	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷Ⅱ-1	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太良木Ⅱ-1	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太良木Ⅱ-2	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷Ⅱ-2	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原Ⅲ-1	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落方Ⅲ-3	松阪市飯高町落方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太良木Ⅱ-3	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃谷Ⅱ-3	松阪市飯高町栃谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-5	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-6	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 781 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
上平 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平瀬 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

大家地北谷	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鳥山谷	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
武和1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南地3	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上平3-1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上平3-2	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上平3-3	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中院内	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
沖輪1	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
沖の輪谷	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
姥野谷	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
沖輪2	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城田谷	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
細谷	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
トチキ谷	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上地谷	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片川	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片川2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片川3	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片川1-1	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片川1-2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古方川西谷-1	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古方川西谷-2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古方川北谷	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梶家地	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中院内	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大家地	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤土 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中立 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平 2	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
マスオカ 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南地 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
武和 1	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葉広山 2	南牟婁郡御浜町中立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西原 1	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
折戸 1	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西原 4	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山 1	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西原 2	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西原 3	南牟婁郡御浜町西原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 1	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 2	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 3	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 4	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 5	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 7	南牟婁郡御浜町引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 1	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 3	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 4	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 5	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

片川 6	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 7	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 8	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 9	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 11	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 12	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 13	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 2	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 3	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 4	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片川 14	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 782 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
桐原下南谷	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桐原上南谷	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桐原北谷	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺尾北谷	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平尾井西谷	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桑谷北谷	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平尾井東	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桐原 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原 2	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原 3	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

桐原 4	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原下 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原上 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤根 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原 5	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南 1	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐原下 2	南牟婁郡紀宝町桐原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 1	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 2	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井西	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井 1	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 5	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 6	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 3	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井東 4	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木和田 1	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井西 1	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井西 2	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平尾井西 3	南牟婁郡紀宝町平尾井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

## 公安委告示

### 三重県公安委員会告示第 145 号

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による講習(以下「駐車監視員資格者講習」といいます。)及び同号ロの規定による認定(以下「認定考査」といいます。)を次のとおり実施します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

#### 1 駐車監視員資格者講習

##### (1) 実施日時

第 1 日目 平成 31 年 1 月 21 日(月) 午前 9 時から午後 6 時 30 分まで

第2日目 平成31年1月22日(火) 午前9時から午後6時30分まで  
修了考査 平成31年1月28日(月) 午前9時から午前10時30分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

## (3) 受講定員

30人(申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。)

## (4) 受講手続

## ア 申込期間

平成31年1月4日(金)から同月18日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚(受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)を持参してください。

## エ 受講手数料

受講手数料は20,000円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込み時に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、返還しません。

## オ その他

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通(第二)課で配布しています。

## (5) その他

2日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

## 2 認定考査

## (1) 実施日時

平成31年1月28日(月) 午前9時から午前10時30分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

## (3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

## (4) 受検手続

## ア 申込期間

平成31年1月4日(金)から同月18日(金)まで(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚(受検の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受検者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面(経歴書、人事記録証明書等)を持参してくだ

さい。

エ 受検手数料

受検手数料は4,500円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込み時に納付してください。

なお、既納の受検手数料は、返還しません。

オ その他

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5141・5144）へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目25-6）の定款の変更を認可しました。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 作業期間

平成30年11月27日から平成31年2月18日まで

3 作業地域

津市河芸町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年 11月21日	度会郡玉城町妙法寺字向山 646-1 ほか12筆ほか	伊勢市御薮町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬古長司
平成30年 11月22日	三重郡川越町大字亀須新田字百坪 180-1	桑名市青葉町1丁目16 株式会社ガレット 代表取締役 向山美重
平成30年 11月26日	松阪市中ノ庄町字里中 1416-1 ほか2筆	愛知県弥富市平島町東勘助 51-1 セイズエターコB201号室 伊藤善明
平成30年 11月27日	伊勢市御薮町王中島字中野 976	東京都品川区大崎1丁目11-2 株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信



平成 30 年 11 月 27 日	いなべ市員弁町北金井字南石佛 1816-8 ほか 1 筆	桑名市長島町西外面 2098 村 上 弘 子
平成 30 年 11 月 27 日	亀山市みずきが丘 9-8 ほか 1 筆並びに川合町字山田 1166-2 ほか 11 筆及び字北中ノ山 1197-32 ほか 10 筆	津市東丸之内 20-10 株式会社マルヤス 代表取締役 坂 崎 公 亮
平成 30 年 11 月 27 日	三重郡川越町大字北福崎字掛割 41-1 ほか 2 筆	愛知県清須市清洲 1 丁目 18-1 第 3 服部ビル 1 階 株式会社ハウスプランナー 代表取締役 鈴 木 勲
平成 30 年 11 月 28 日	員弁郡東員町大字大木字大沢 2600-1 の一部ほか、1 筆の一部	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
平成 30 年 11 月 28 日	松阪市丹生寺町字高須 327-1 の一部	松阪市泉町 1699-1 エーデルハイム C 棟 201 渡 邊 晋 弥

### 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 11 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成 30～33 年度 三重県本庁舎清掃業務委託

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

三重県津市広明町 13 番地ほか地内

##### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札資格停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号のいずれか、かつ、第 5 号及び第 7 号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当

該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績を含む。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

### 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 31 年 1 月 11 日（金）12 時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては 14 に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までに掲げる書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

### 5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 200 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあ

ります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者といたしません。

#### 7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### 8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

#### 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

## 12 期間の設定

- (1) 質疑応答の提出締切日時  
平成30年12月21日（金）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成30年12月28日（金）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時  
平成31年1月11日（金）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。結果通知は、平成31年1月28日（月）までに行います。
- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等  
参加資格の結果通知日の翌日から平成31年1月31日（木）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。なお、郵送の場合は宛先に「三重県本庁舎清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。
- (4) 技術提案書聴取会の日時  
ア 日程は次のとおりです。  
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。  
平成31年2月6日（水）予定  
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。  
ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。
- (5) 入札書提出の日時及び方法  
平成31年2月13日（水）15時までに、調達システムにより提出してください。  
※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。  
提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。  
ア 入札金額内訳書を提出しないもの  
イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの  
ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 31 年 2 月 5 日（火）から同月 13 日（水）15 時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁内郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町 13 番地

指定する郵便局（宛先）：三重県庁内郵便局留め

受取人：三重県総務部 管財課 管財班

案件名：三重県本庁舎清掃業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 2 月 13 日（水）15 時 30 分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、14 に掲げる所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、平成 31 年 2 月 15 日（金）12 時までに 4(2)から(4)までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部 管財課 管財班 担当 太田

電話 059-224-2135 F A X 059-224-2111

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Main Building

(2) Bid Submission Deadline:

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February, 13, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February, 13, 2019.

(4) Managing Authority:

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資

格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	130	18
		履行体制及び品質保証取組		67
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	40	10
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		5

		地域社会貢献活動		5
	全般	業務の取組姿勢	30	30
合 計			400	400

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年12月11日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

- ア 平成30～33年度 三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託
- イ 平成30～33年度 三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託
- ウ 平成30～33年度 三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託
- エ 平成30～33年度 三重県津庁舎清掃・警備業務委託
- オ 平成30～33年度 三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託
- カ 平成30～33年度 三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託
- キ 平成30～33年度 三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託
- ク 平成30～33年度 三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託
- ケ 平成30～33年度 三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託

### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成34年3月31日（木）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成31年3月31日（日）から平成34年3月31日（木）までとします。

### (4) 委託業務履行場所

- (1)のア 三重県津市栄町1丁目954番地
- (1)のイ 三重県桑名市中央町5丁目71番地
- (1)のウ 三重県四日市市新正4丁目21番5号
- (1)のエ 三重県津市桜橋3丁目446番地34他
- (1)のオ 三重県松阪市高町138番地
- (1)のカ 三重県伊勢市勢田町628番地2
- (1)のキ 三重県伊賀市四十九町2802番地
- (1)のク 三重県尾鷲市坂場西町1番1号
- (1)のケ 三重県熊野市井戸町371番地

### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含む。）があること。

キ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。

ク 警備業務の実施体制のうち、1名以上は警備業法による施設警備業務検定1級又は2級の資格を有する者であること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

### 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を12(2)に掲げる締切日時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては14に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までに掲げる書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)カからケまでを証明する書類（技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。）

### 5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術



提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることにはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

エ 施設警備業務検定1級

オ 施設警備業務検定2級

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数及び配置予定警備員の実務経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることにはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。

#### 7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### 8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合。）は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成30年12月21日（金）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成30年12月28日（金）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成31年1月11日（金）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成31年1月28日（月）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成31年1月31日（木）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は封筒等の宛名面に「技術提案書在中」と付記してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

1の(1)のア 平成31年2月6日（水）予定

- 1の(1)のイ 平成31年2月7日(木) 予定
- 1の(1)のウ 平成31年2月7日(木) 予定
- 1の(1)のエ 平成31年2月12日(火) 予定
- 1の(1)のオ 平成31年2月8日(金) 予定
- 1の(1)のカ 平成31年2月8日(金) 予定
- 1の(1)のキ 平成31年2月12日(火) 予定
- 1の(1)のク 平成31年2月13日(水) 予定
- 1の(1)のケ 平成31年2月13日(水) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

以下の日時までに、調達システムにより提出してください。

- 1の(1)のア 平成31年2月14日(木) 15時
- 1の(1)のイ 平成31年2月15日(金) 14時
- 1の(1)のウ 平成31年2月15日(金) 15時
- 1の(1)のエ 平成31年2月18日(月) 15時
- 1の(1)のオ 平成31年2月15日(金) 14時
- 1の(1)のカ 平成31年2月15日(金) 14時
- 1の(1)のキ 平成31年2月18日(月) 14時
- 1の(1)のク 平成31年2月20日(水) 15時
- 1の(1)のケ 平成31年2月20日(水) 15時

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等)

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、次に掲げる期間に、以下に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

(入札書提出期間)

- 1の(1)のア 平成31年2月5日(火) から同月14日(木) 15時まで
- 1の(1)のイ 平成31年2月7日(木) から同月15日(金) 14時まで
- 1の(1)のウ 平成31年2月5日(火) から同月15日(金) 15時まで
- 1の(1)のエ 平成31年2月12日(火) から同月18日(月) 15時まで
- 1の(1)のオ 平成31年2月6日(水) から同月15日(金) 14時まで
- 1の(1)のカ 平成31年2月6日(水) から同月15日(金) 14時まで
- 1の(1)のキ 平成31年2月12日(火) から同月18日(月) 14時まで
- 1の(1)のク 平成31年2月11日(月) から同月20日(水) 15時まで
- 1の(1)のケ 平成31年2月11日(月) から同月20日(水) 15時まで

(指定する郵便局)

1の(1)のア 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局

1の(1)のイ 三重県桑名市中央町3丁目43番地 桑名郵便局

- 1の(1)のウ 三重県四日市市沖の島町4番9号 四日市郵便局
- 1の(1)のエ 三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局
- 1の(1)のオ 三重県松阪市南町178番地1 松阪郵便局
- 1の(1)のカ 三重県伊勢市岩渕3丁目6番10号 伊勢郵便局
- 1の(1)のキ 三重県伊賀市緑ヶ丘南町3937番地の3 上野緑ヶ丘郵便局
- 1の(1)のク 三重県尾鷲市中央町1番1号 尾鷲郵便局
- 1の(1)のケ 三重県熊野市井戸町764番地 熊野郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

- 1の(1)のア 指定する郵便局の郵便番号：514-0006  
指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地  
指定する郵便局：三重県庁内郵便局留め  
受取人：三重県総務部 管財課 管財班  
案件名：三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のイ 指定する郵便局の郵便番号：511-8799  
指定する郵便局の住所：三重県桑名市中央町3丁目43番地  
指定する郵便局：桑名郵便局留め  
受取人：三重県桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課  
案件名：三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のウ 指定する郵便局の郵便番号：510-8799  
指定する郵便局の住所：三重県四日市市沖の島町4番9号  
指定する郵便局：四日市郵便局留め  
受取人：三重県四日市地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課  
案件名：三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のエ 指定する郵便局の郵便番号：514-0006  
指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地  
指定する郵便局：三重県庁内郵便局留め  
受取人：三重県津地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課  
案件名：三重県津庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のオ 指定する郵便局の郵便番号：515-8799  
指定する郵便局の住所：三重県松阪市南町178番地1  
指定する郵便局：松阪郵便局留め  
受取人：三重県松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課  
案件名：三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のカ 指定する郵便局の郵便番号：516-8799  
指定する郵便局の住所：三重県伊勢市岩渕3丁目6番10号  
指定する郵便局：伊勢郵便局留め  
受取人：三重県南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室 総務生活課  
案件名：三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のキ 指定する郵便局の郵便番号：518-0835  
指定する郵便局の住所：三重県伊賀市緑ヶ丘南町3937番地の3  
指定する郵便局：上野緑ヶ丘郵便局留め  
受取人：三重県伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課  
案件名：三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のク 指定する郵便局の郵便番号：519-3699  
指定する郵便局の住所：三重県尾鷲市中央町1番1号  
指定する郵便局：尾鷲郵便局留め  
受取人：三重県紀北地域活性化局 地域活性化防災室 総務課  
案件名：三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中
- 1の(1)のケ 指定する郵便局の郵便番号：519-4399

指定する郵便局の住所：三重県熊野市井戸町 764 番地

指定する郵便局：熊野郵便局留め

受取人：三重県紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課

案件名：三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 1の(1)のア 平成31年2月14日(木)15時30分  
 1の(1)のイ 平成31年2月15日(金)14時30分  
 1の(1)のウ 平成31年2月15日(金)15時30分  
 1の(1)のエ 平成31年2月18日(月)15時30分  
 1の(1)のオ 平成31年2月15日(金)14時30分  
 1の(1)のカ 平成31年2月15日(金)14時30分  
 1の(1)のキ 平成31年2月18日(月)15時00分  
 1の(1)のク 平成31年2月20日(水)15時30分  
 1の(1)のケ 平成31年2月20日(水)15時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立合いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にとっては、下記日時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(締切日時)

1の(1)のア 平成31年2月18日(月)12時まで  
 1の(1)のイ 平成31年2月19日(火)12時まで  
 1の(1)のウ 平成31年2月19日(火)12時まで  
 1の(1)のエ 平成31年2月20日(水)12時まで  
 1の(1)のオ 平成31年2月19日(火)17時まで  
 1の(1)のカ 平成31年2月19日(火)17時まで  
 1の(1)のキ 平成31年2月19日(火)15時まで  
 1の(1)のク 平成31年2月21日(木)12時まで  
 1の(1)のケ 平成31年2月21日(木)12時まで

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

1の(1)のア 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部 管財課 管財班 担当 田中

電話 059-224-2135 F A X 059-224-2111

1の(1)のイ 〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71番地

三重県桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 服部

電話 0594-24-3600 F A X 0594-24-3795

1の(1)のウ 〒510-8511 三重県四日市市新正4丁目21番5号

三重県四日市地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 草川

電話 059-352-0552 F A X 059-352-0553

1の(1)のエ 〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446番地34

三重県津地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課 担当 山本

電話 059-223-5010 F A X 059-227-3170

1の(1)のオ 〒515-0011 三重県松阪市高町138番地

三重県松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 中村

電話 0598-50-0500 F A X 0598-50-0618

- 1 の(1)の力 〒516-8566 三重県伊勢市勢田町 628 番地 2  
三重県南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室 総務生活課 担当 中村  
電話 0596-27-5111 F A X 0596-27-5251
- 1 の(1)のキ 〒518-8533 三重県伊賀市四十九町 2802 番地  
三重県伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務生活課 担当 濱田  
電話 0595-24-8018 F A X 0595-24-8010
- 1 の(1)のク 〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町 1 番 1 号  
三重県紀北地域活性化局 地域活性化防災室 総務課 担当 森田  
電話 0597-23-3400 F A X 0597-23-2130
- 1 の(1)のケ 〒519-4393 三重県熊野市井戸町 371 番地  
三重県紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課 担当 竹谷  
電話 0597-89-6101 F A X 0597-89-6107

## 15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
- a Cleaning and Security Service of Sakae-Machi Bureau Building of Mie Prefecture
  - b Cleaning and Security Service of Kuwana Bureau Building of Mie Prefecture
  - c Cleaning and Security Service of Yokkaichi Bureau Building of Mie Prefecture
  - d Cleaning and Security Service of Tsu Bureau Building of Mie Prefecture
  - e Cleaning and Security Service of Matsusaka Bureau Building of Mie Prefecture
  - f Cleaning and Security Service of Ise Bureau Building of Mie Prefecture
  - g Cleaning and Security Service of Iga Bureau Building of Mie Prefecture
  - h Cleaning and Security Service of Owase Bureau Building of Mie Prefecture
  - i Cleaning and Security Service of Kumano Bureau Building of Mie Prefecture
- (2) Bid Submission Deadline:
- a Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, February 14, 2019.
  - b Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - c Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - d Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, February 18, 2019.
  - e Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - f Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - g Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, February 18, 2019.
  - h Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February 20, 2019.
  - i Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, February 20, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
- a The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, February 14, 2019.
  - b The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - c The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - d The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, February 18, 2019.
  - e The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - f The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, February 15, 2019.
  - g The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, February 18, 2019.
  - h The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February 20, 2019.

i The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, February 20, 2019.

(4) Managing Authority:

- a Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2135
- b Kuwana Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
5-71 Chuou-cho, Kuwana city, Mie, 511-8567, Japan  
TEL:0594-24-3600
- c Yokkaichi Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
4-21-5 Shinsho, Yokkaichi city, Mie, 510-8511, Japan  
TEL:059-352-0552
- d Tsu Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
3-446-34 Sakurabashi, Tsu city, Mie, 514-8567, Japan  
TEL:059-223-5010
- e Matsusaka Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
138 Taka-machi, Matsusaka city, Mie, 515-0011, Japan  
TEL:0598-50-0500
- f Ise Regional Development Bureau, Mie Prefecture  
628-2 seita-cho, Ise city, Mie, 516-8566, Japan  
TEL:0596-27-5111
- g Iga Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
2802 Shijuku-cho, Iga city, Mie, 518-8533, Japan  
TEL:0595-24-8018
- h Kihoku Regional Development Bureau, Mie Prefecture  
1-1 Sakabanishi-machi, Owase city, Mie, 519-3695, Japan  
TEL:0597-23-3400
- i Kinan Regional Development Bureau, Mie Prefecture  
371 Ido-cho, Kumano city, Mie, 519-4393, Japan  
TEL:0597-89-6101

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 $\leq$ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について300点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、

ます。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	100	18
		履行体制及び品質保証取組		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	技術要件 (警備業務)	研修体制	100	18
		履行体制		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
全般	業務の取組姿勢	40	40	
合 計			600	600

正 誤

平成30年11月26日付け三重県公報第3060号に登載しました、生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定の告示中



ページ	行	誤	正
18	20、22、25、27、30、32、 35、37、40、42、45、47、 50、52、55 及び 57	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	亀山市アイリス町 14-27

---

平成 30 年 11 月 26 日付け三重県公報第 3060 号に登載しました、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定の告示中

ページ	行	誤	正
19	7、9、12、14、17、19、22、 24、27、29、32、34、37、 39、42 及び 44	津市豊が丘町一丁目 26 番 6 号	亀山市アイリス町 14-27

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---